

株 主 各 位

東京都板橋区板橋一丁目10番14号
株式会社東京カソード研究所
代表取締役社長 大久保利次郎

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午後4時
(開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご
注意願います。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザ 12階 第1会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及
び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第53期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
(26頁から38頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご
提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご案内 本招集ご通知は、当社ホームページにも掲載いたしております。

(添付書類)

営業報告書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

(a) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業のしっかりとした収益改善とともに、民間設備投資の拡充や雇用環境の明るさに裏付けられた個人消費の伸びなど、着実な回復歩調となりました。

当社グループの属する電気・電子業界におきましては、薄型テレビ、パソコンなど各種デジタル家電の需要増や、IT産業に向けた設備の増強などにより、国内取引先はもとより、韓国、台湾、中国などアジア地域企業の業績躍進が大きく目立つ展開となりました。

しかしながら、設備投資や研究開発費に賭ける各社の取り組みは二極化の様相を呈し、それらが明暗を分けるという厳しい環境におかれております。

このような環境の下で、当社グループは積極的に事業展開を図るべく、グループ内の結束を深め、集中したコスト低減を実施し、競争力のある製品作りに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は、前期に比べ1,167百万円増加し12,751百万円（前期比10.1%増）となりましたが、経常利益は、前期に比べ216百万円減少し518百万円（前期比29.5%減）、当期純利益は、前期に比べ108百万円減少し238百万円（前期比31.3%減）となりました。

[セグメント別の営業の状況]

電子部品事業

薄型テレビにおいて、液晶とプラズマが熾烈なシェア争いを繰り広げるなか、当社グループの液晶バックライト用電極は、高性能電極としてその製品基準の高さと信頼性により、売上を順調に伸ばしております。一方、従来からのCRT用カソードについては、液晶関連市場の急激な拡大に相反して売上高は大幅に減少するという結果となりました。

この結果、この事業の売上高は前期に比べ985百万円増加し3,818百万円（前期比34.8%増）、営業利益は前期に比べ370百万円増加し833百万円（前期比80.1%増）となりました。

プローブカード事業

半導体市場全体はデジタル家電需要に支えられる形で堅調に推移したも

の、取引先各社の設備投資に対する姿勢にはかなりの隔たりがあり、厳しさが増す状況で推移いたしました。しかし当社グループのコブラブローブカードは、取引先の需要を的確に捉え、売上を大きく伸ばしました。

この結果、この事業の売上高は前期に比べ377百万円増加し5,948百万円（前期比6.8%増）となりましたが、営業利益は前期に比べ136百万円減少し648百万円（前期比17.4%減）となりました。

装置事業

新製品開発が立ち遅れたことによる失注や、海外グループ会社の赤字負担、競合他社との受注競争に伴った受注機会の損失などに加えて、事業の再構築においても十分な結果が出せなかった一年となり、他事業の利益を著しく阻害する結果となりました。

この結果、この事業の売上高は2,984百万円（前期比6.2%減）、営業損失は467百万円（前期は営業利益215百万円）となりました。

(b) 企業集団の設備投資の状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は、1,112,492千円であり、そのうち主なものは、つぎのとおりであります。

MICRO HIGH TECH CO., LTD.	302,168千円	建物増築、生産機械装置
内 田 工 業 株 式 会 社	289,590千円	建物増築工具器具及び備品
当 社	265,585千円	生産機械装置
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	92,229千円	生産機械装置
東京探針股份有限公司	75,148千円	生産機械装置

(c) 企業集団の資金調達状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました資金調達の額は21億円であり、銀行借入によるものであります。その内訳は、運転資金及び子会社への投融資資金であります。

(d) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、中期的には国内景気の回復や旺盛なデジタル関連需要に支えられたアジア市場の拡大などが見込まれますが、原油価格の高騰や米国市場の不安感もたらす影響など、予断の許されない状況が続くものと思われれます。

ここにおいて当社グループは、まず収益を圧迫している装置事業に対して、抜本的な改革を継続するとともに、当社グループ内の効率を最大限に高めた経営を進めてまいります。

電子部品事業では、バックライト用電極の生産ライン拡充に伴う増産体制により、取引先への供給力を高めるとともに、新製品の早期市場投入により、継続した売上高の向上と利益の確保を推進いたします。

プローブカード事業では、海外グループ会社の生産性向上とグループ各社の効率化により、収益率の向上を図るとともに、グループ力を結集した新製品への開発に取り組み、ビジネスエリアの拡大を図ってまいります。

装置事業では、体質改善を第一に、取引先の期待に応えられるような製品開発に注力し、利益を無駄にしない営業戦略の諸施策を講じてまいります。

当社グループは、競争力のある製品作りに集中するとともに、グループが一丸となって収益効率を高める経営を実行してまいります。また、コンプライアンス体制や内部統制についてもグループ全体で取り組み、企業体質の強化及び充実のための改善を推進していく所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第50期 (平成14年度)	第51期 (平成15年度)	第52期 (平成16年度)	第53期 (平成17年度)
売 上 高	(千円)	7,643,450	8,585,440	11,583,597	12,751,147
経 常 利 益	(千円)	102,856	360,058	734,920	518,023
当 期 純 利 益	(千円)	△ 10,739	162,931	346,788	238,394
1株当たり当期純利益	(円)	△ 2.07	31.47	61.58	44.31
総 資 産	(千円)	11,051,252	12,126,449	15,505,684	17,681,497
純 資 産	(千円)	6,995,443	6,972,287	7,404,798	7,899,898

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第52期より「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
3. △は損失を示します。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第50期 (平成14年度)	第51期 (平成15年度)	第52期 (平成16年度)	第53期 (平成17年度)
売 上 高	(千円)	6,981,944	7,656,663	9,901,922	10,833,812
経 常 利 益	(千円)	35,898	328,007	392,056	126,263
当 期 純 利 益	(千円)	△ 218,836	198,384	221,867	61,086
1株当たり当期純利益	(円)	△ 42.27	38.32	37.99	11.35
総 資 産	(千円)	10,667,980	11,686,825	14,647,803	16,043,996
純 資 産	(千円)	6,552,498	6,766,743	7,076,720	7,305,842

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. △は損失を示します。

2. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、電子機器用材料の部品及び機器の製造、販売、製作技術の受託研究を主な事業としております。

事業区分	主要製品
電子部品事業	電子管用部品（カソード、ヒーター）、蒸着用素子、CRT用部品、LCD表示用部品、CCFL用モリブデン電極等
プローブカード事業	IC用プローブカード、液晶駆動IC用プローブカード、垂直型プローブカード、OCプローブ、ループプローブ、プローブピン等
装置事業	液晶基板用検査装置、液晶パネル点灯検査装置、PDP用検査装置、PDPパネル点灯検査装置、低温p-Si TFT液晶パネル用検査装置、VISION関連装置、インプランテーション加工部品、エッチャー用アルミパーツ、シリコン電極、VICプローブ等

(2) 企業集団の主要な事業所

当 社	—	本社	東京都板橋区
		埼玉事業所	埼玉県比企郡
		九州事業所	熊本県阿蘇郡
		関西営業所	大阪府大阪市
内田工業株式会社	子法人等	本社	東京都北区
		工場	北海道空知郡
株式会社北光電子工業	子法人等	本社及び工場	北海道空知郡
株式会社ビーテックジャパン	子法人等	本社	東京都板橋区
		工場	埼玉県比企郡
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	子法人等	本社及び工場	シンガポール（生産・販売）
石家莊宝東電子有限公司	関連会社	本社及び工場	中国（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED	子法人等	本社	中国（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	子法人等	本社及び工場	中国（生産）
		営業所	中国上海市（販売）
東京探針股份有限公司	子法人等	本社及び工場	台湾（生産・販売）
KOREA TCL CO., LTD.	子法人等	本社及び工場	韓国（生産・販売）
MICRO HIGH TECH CO., LTD.	子法人等	本社及び工場	韓国（生産・販売）

(3) 株式の状況

- ① 会社の発行する株式の総数 15,789,800株
 ② 発行済株式の総数

	発行済株式の総数
前 期 末 現 在	5,325,974株
当 期 中 の 増 減	134,647株
当 期 末 現 在	5,460,621株

(注) 当期中の発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

- ③ 株主数 3,539名
 ④ 大株主の状況 (上位7名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
大 久 保 利 次 郎	453	8.40	—	—
大 久 保 國 子	281	5.22	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	210	3.90	—	—
第一生命保険相互会社	200	3.71	—	—
資産管理サービス信託 銀行株式会社(信託B口)	196	3.64	—	—
大 久 保 尚 武	190	3.52	—	—
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	186	3.46	—	—

(注) 1. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の完全親会社である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式51.04株(出資比率0.00%)を所有しております。なお、同グループの出資比率については、議決権のない優先株式を除いて算出しております。

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより平成18年1月11日付で提出されました大量保有報告書により、平成18年1月1日現在で株券375,121株、新株予約権付社債券195,691株、合計570,812株(10.12%)を保有している旨の報告を受理しております。なお、株券等保有割合における発行済株式総数は、5,445,660株であります。

⑤ 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得株式

普通株式	347株
取得価額の総額	673千円

b. 処分株式

普通株式	—株
処分価額の総額	—千円

c. 失効手続きをした株式

普通株式	—株
------	----

d. 決算期における保有株式

普通株式	63,659株
------	---------

(注) 当期中の自己株式の取得は、新株予約権の行使に伴って発生した単元未満株式の買取によるものであります。

⑥ 現に発行している新株予約権の状況

区 分	2008年7月25日満期円貨建転換社債型 新株予約権付社債
発行決議の日	平成16年7月7日
新株予約権の総数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類・数	普通株式 897,666株
新株予約権の発行価額	無償
行使価額	1,671円
新株予約権付社債の発行総額	1,500,000千円
当期中の行使発行価額	225,000千円
新株予約権付社債の残高	1,131,000千円
新株予約権の行使期間	2004年8月9日から2008年7月11日の 銀行営業終了時(ロンドン時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組み入れる額	1株につき836円

(4) 企業集団の従業員状況

連結

従業員数	前期末比増減
932名	111名増

(注) 前期末に比べ111名増加しましたのは、主として海外子法人等1社の増加と国内子法人等の従業員の増加によるものであります。

単独

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
251名	—	38.7歳	11.7年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向社員を含んでおり、当社から社外への出向者を除いております。

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	重要な事業内容
内田工業株式会社	80,000千円	100.0%	ブラウン管電子銃部品及び各種電子部品の開発、製造、販売
株式会社北光電子工業	20,000千円	100.0%	電子機器用材料、部品及び機器の製造及び販売
株式会社ビーテックジャパン	60,000千円	100.0%	垂直型プローブカードの製造及び販売
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	1,000千シンガポールドル	100.0%	半導体用プローブカードの生産、販売
T O K Y O C A T H O D E LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED	10,000千香港ドル	100.0%	プローブカードの販売及び関連機器類、材料等の販売
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	16,000千香港ドル	100.0%	プローブカードの製造・販売及び関連機器類、材料等の販売
東京探針股份有限公司	40,000千新台湾ドル	100.0%	プローブカードの製造・販売及び関連機器類、材料等の販売
KOREA TCL CO., LTD.	500,000千ウォン	85.0%	プローブカード・FPD装置等の製造、販売
MICRO HIGH TECH CO., LTD.	3,700,000千ウォン	70.0%	LCD・半導体検査装置の製造、販売

② 企業結合の経過

1. 非連結子法人等であった株式会社ニュークリエイションは、清算を完了いたしました。
2. J. J TECH CO., LTD. は、株式の持分を一部売却したため、関連会社でなくなりました。

③ 企業結合の成果

企業結合の成果は「1. 営業の概況 (1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 当社の主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式の数	
		持株数	出資比率
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,180,000 千円	210 千株	3.85 %
株式会社 三井住友銀行	840,000	—	—
株式会社 みずほ銀行	65,000	11	0.20

(7) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	大久保 利次郎	
専務取締役	大久保 尚武	ブローブカード事業部長
取締役	上村 洋一	電子部品事業部長兼九州事業所長
取締役	矢野 豊年	装置事業部長
常勤監査役	後藤 人三	
監査役	白田 浩義	
監査役	福村 久夫	税理士

(注) 監査役後藤人三及び監査役白田浩義並びに監査役福村久夫の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	24,870千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	23,870千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	19,870千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率につきましては四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,261,037	流動負債	7,252,635
現金及び預金	2,606,242	支払手形及び買掛金	2,550,963
受取手形及び売掛金	5,811,872	短期借入金	2,459,818
有価証券	81,701	一年以内償還予定社債	1,100,000
たな卸資産	2,153,332	未払金	391,213
繰延税金資産	180,461	未払法人税等	204,635
その他	437,599	賞与引当金	207,491
貸倒引当金	△ 10,173	その他	338,512
固定資産	6,420,459	固定負債	2,467,861
有形固定資産	4,375,467	社債	1,131,000
建物及び構築物	1,518,562	長期借入金	770,225
機械装置及び運搬具	1,258,635	退職給付引当金	471,465
工具器具備品	425,587	その他	95,170
土地	1,098,876	負債合計	9,720,497
建設仮勘定	73,805	少数株主持分	61,100
無形固定資産	293,817	(資本の部)	
投資その他の資産	1,751,175	資本金	2,097,106
投資有価証券	781,674	資本剰余金	2,758,215
長期貸付金	187,000	利益剰余金	2,988,835
繰延税金資産	174,655	株式等評価差額金	101,459
その他	614,131	為替換算調整勘定	26,533
貸倒引当金	△ 6,287	自己株式	△ 72,251
資産合計	17,681,497	資本合計	7,899,898
		負債、少数株主持分及び資本合計	17,681,497

連結損益計算書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額		
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営業収益 売上高	12,751,147	
	営業 損 益 の 部	営業費用 売上原価 販売費及び一般管理費	8,971,197 3,352,113	
	営業 損 益 の 部	営業利益	427,836	
	営業 外 損 益 の 部	営業外収益 受取利息及び配当金 為替差益 その他	9,639 126,580 53,422	
	営業 外 損 益 の 部	営業外費用 支払利息 持分法による投資損失 その他	78,963 16,451 4,040	
	営業 外 損 益 の 部	経常利益	518,023	
	特 別 損 益 の 部	特別 損 益 の 部	特別利益 投資有価証券売却益 その他	83,453 35,674
		特別 損 益 の 部	特別損失 棚卸資産処分損 その他	81,217 67,326
		税金等調整前当期純利益		488,608
		法人税、住民税及び事業税		291,037
法人税等調整額		△ 23,912		
少数株主損益（損失：△）		△ 16,911		
当期純利益		238,394		

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等

連結子法人等の数（9社）

内田工業(株)、(株)ビーテックジャパン、(株)北光電子工業、
東京探針股份有限公司、TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD、
TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED、KOREA TCL CO., LTD.、
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.、
MICRO HIGH TECH CO., LTD.

(2) 非連結子法人等

主要な非連結子法人等の名称

TCL Technologies, Inc.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子法人等は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。なお、非連結子法人等であった(株)ニュークリエイションは、清算を結了いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

持分法を適用した関連会社の数（1社）

石家荘宝東電子有限公司

(2) 非連結子法人等TCL Technologies, Inc.並びに関連会社(株)オー・エヌ・シー及びCRATTO INC.は、

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、関連会社であったJ. J TECH CO., LTD.は、保有株式を一部売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用会社は、決算日が連結決算日と異なっており、同社の会計年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち(株)ビーテックジャパン、東京探針股份有限公司、TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD、TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED、KOREA TCL CO., LTD.、TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD. 及びMICRO HIGH TECH CO., LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

② たな卸資産……………主として月別総平均法による原価法及び個別法による原価法であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………当社及び国内連結子法人等は主として定率法、在外連結子法人等は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子法人等については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 5年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～12年 |
- ②無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………当社及び国内連結子法人等は、従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金……………当社及び国内連結子法人等は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子法人等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象……………当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………長期借入金
- ③ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は5,399千円減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,561,561千円
2. 担保に供している資産
- 建物及び構築物 90,911千円
土 地 83,856千円
上記物件について、短期借入金55,200千円、長期借入金65,300千円の担保に供しております。

(連結損益計算書関係)

- 1株当たり当期純利益 44円31銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社東京カソード研究所
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 西 山 隆 司 ㊞

公認会計士 肥 沼 栄三郎 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちは、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社東京カソード研究所及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である公認会計士 桜友共同事務所 公認会計士 西山隆司、同肥沼栄三郎両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月18日

株式会社東京カソード研究所 監査役会

常勤監査役 後 藤 人 三 ⑩

監 査 役 臼 田 浩 義 ⑩

監 査 役 福 村 久 夫 ⑩

(注) 監査役 後藤人三及び監査役 臼田浩義並びに監査役 福村久夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,392,552	流動負債	6,892,758
現金及び預金	1,555,971	支払手形	2,240,423
受取手形	424,978	買掛金	1,289,519
売掛金	5,289,376	短期借入金	1,300,000
有価証券	81,701	一年内長期借入金	490,000
商品・製品	375,365	一年内償還予定社債	1,100,000
原材料	766,064	未払金	166,750
仕掛品	375,129	未払費用	35,899
貯蔵品	13,500	未払法人税等	15,107
前払費用	22,149	預り金	45,147
繰延税金資産	81,405	賞与引当金	124,328
短期貸付金	182,010	その他の	85,581
未収入金	180,245	固定負債	1,845,395
その他の	49,687	社債	1,131,000
貸倒引当金	△ 5,034	長期借入金	295,000
固定資産	6,651,444	退職給付引当金	415,021
有形固定資産	2,466,930	その他の	4,374
建物	928,520	負債合計	8,738,154
構築物	25,536	(資本の部)	
機械及び装置	323,565	資本金	2,097,106
車両運搬具	1,014	資本剰余金	2,758,215
工具器具備品	262,419	資本準備金	2,758,215
土地	904,348	利益剰余金	2,421,553
建設仮勘定	21,525	利益準備金	478,125
無形固定資産	289,532	任意積立金	1,624,372
営業権	85,504	土地圧縮積立金	49,872
特許権	22,499	株式消却積立金	124,499
ソフトウェア	175,994	別途積立金	1,450,000
電話加入権	5,534	当期末処分利益	319,056
投資その他の資産	3,894,981	株式等評価差額金	101,219
投資有価証券	730,753	自己株式	△ 72,251
子会社株式	1,534,296	資本合計	7,305,842
出資金	81,610	資本・負債合計	16,043,996
子会社出資金	194,462		
長期貸付金	931,741		
繰延税金資産	203,685		
その他の	248,345		
貸倒引当金	△ 187		
投資損失引当金	△ 29,725		
資産合計	16,043,996		

損 益 計 算 書

〔 平成17年 4月 1 日から
平成18年 3月31日まで 〕

(単位：千円)

		科 目	金 額		
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益		10,833,812	
		売 上 高			
		営 業 費 用			
		売 上 原 価	8,390,410		
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,505,128	10,895,538	
		営 業 利 益		△ 61,725	
	損 外 の 損 益 の 部	営業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
			受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	119,484	
			経 営 指 導 料	94,920	
			そ の 他	57,914	272,318
営 業 外 費 用 の 部		営 業 外 費 用			
		支 払 利 息	53,206		
	社 債 利 息	13,013			
	為 替 差 損	17,577			
	そ の 他	531	84,329		
	経 常 利 益		126,263		
特 別 損 益 の 部	特 別 損 益 の 部	特 別 利 益			
		投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,207		
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	12,557		
		そ の 他	14,022	44,787	
	特 別 損 失 の 部	特 別 損 失			
		棚 卸 資 産 処 分 損	13,178		
		投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,950		
		役 員 退 職 慰 労 金	17,500		
そ の 他		12,917	56,545		
	税 引 前 当 期 純 利 益		114,505		
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,878			
	法 人 税 等 調 整 額	6,540	53,419		
	当 期 純 利 益		61,086		
	前 期 繰 越 利 益		257,969		
	当 期 未 処 分 利 益		319,056		

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品及び仕掛品
プロープカード及び装置……………個別法による原価法
その他……………月別総平均法による原価法
商品、原材料及び貯蔵品……………月別総平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5年～50年
機械装置 2年～12年
 - (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理することとしております。
 - (4) 投資損失引当金……………関係会社に対する投資に伴う損失に備えるため、投資先の財政状態及び経営成績を勘案し、損失見込額を計上しております。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……………当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段……………金利スワップ
- ヘッジ対象……………長期借入金
- (3) ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
8. 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する金銭債権、金銭債務
- 短期金銭債権…………… 867,253千円
- 長期金銭債権…………… 744,741千円
- 短期金銭債務……………1,945,883千円
- 長期金銭債務…………… 4,374千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額……………2,578,109千円
3. リース契約により使用する固定資産…検査装置、電子計算機等事務用機器及び営業用車輛の一部等についてリース契約により使用しております。
4. 保証債務 子会社の銀行借入に対する保証 200,018千円
5. 配当制限
- 商法施行規則124条第3号の純資産額…………… 101,219千円

(損益計算書関係)

1. 子会社との取引高
- 売上高…………… 507,157千円
- 仕入高等……………3,893,290千円
- 営業取引以外の取引高…………… 534,775千円
2. 1株当たり当期純利益 11円35銭

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	319,056,211
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 15 円)	80,954,430
次 期 繰 越 利 益	238,101,781

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社東京カソード研究所

取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 西 山 隆 司 ㊞

公認会計士 肥 沼 栄三郎 ㊞

私たちは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、私たちが必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である公認会計士 桜友共同事務所 公認会計士 西山隆司、同肥沼栄三郎両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月18日

株式会社東京カソード研究所 監査役会

常勤監査役 後 藤 人 三 ㊟

監 査 役 臼 田 浩 義 ㊟

監 査 役 福 村 久 夫 ㊟

- (注) 監査役 後藤人三及び監査役 臼田浩義並びに監査役 福村久夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

53,954個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第53期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当期は、装置の不振が当社業績全体を押し下げる結果となり、株主のみなさまにご迷惑・ご心配をおかけしましたことにつきまして、あらためて深くお詫び申し上げます。

当期の利益処分案につきましては、今後予想される経営環境等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当の継続により、当社をご支援してくださる株主のみなさまにお応えするため、利益配当金は、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

なお、役員賞与金につきましては、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記の通り変更いたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものです。

- ① 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定めるものです。（変更案第4条）
- ② 会社法第939条第1項第3号の規定に従い、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を明確にし、条文の変更をするものです。（現行定款第4条）
- ③ 株券を発行する場合は、定款による定めが必要になることに対処し、株券を発行するための規定を新設します。（変更案第7条）
- ④ 単元未満株式について行使することができる権利を定めるものです。（変更案第10条）

- ⑤ 現行定款の名義書換代理人は、株主名簿管理人と名称変更されたこと及び、新たに新株予約権原簿に関する事務の委託と、既存の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務を委託することについて、所要の変更を行うものです。（変更案第11条）
- ⑥ 法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設します。（変更案第16条）
- ⑦ 株主総会における議決権の代理行使について、代理人を1名とするとともに、委任状の提出を求めるものです。（変更案第18条）
- ⑧ 取締役会を機動的に行えるようにするため、書面または電磁的な方法による取締役会決議に関する規定を新設します。（変更案第25条）
- ⑨ その他、「会社法」及び「整備法」の施行に合わせて、旧商法から会社法へ使用する用語の変更、引用する法律条文の変更を行うとともに、定款の全般にわたって、条文の加除に伴う条数の変更、一部表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、株式会社東京カソード研究所と称し、英文では、TOKYO CATHODE LABORATORY CO., LTD. と表示する。	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 電子機器用材料、部品および機器の製造および販売</p> <p>② 電子機器用材料、部品および機器製作技術の受託研究</p> <p>③ 電子機器用材料、部品および機器の輸入ならびに輸出</p> <p>④ 毒物、劇物の輸入および販売</p> <p>⑤ 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都板橋区に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>1,585万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>① <u>取締役会</u></p> <p>② <u>監査役</u></p> <p>③ <u>監査役会</u></p> <p>④ <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、15,850,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」<u>という。</u>) に係わる株券を発行しない。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿</u> (実質株主名簿を含む。以下同じ。) に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、中間配当を受けるべき者を確定するため、その他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理等株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第15条 株主総会における議事の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p><u>第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役または前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第19条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p><u>第19条 (現行どおり)</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第20条 (現行どおり)</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. 取締役会を招集するにあたっては、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに通知を発する。 ただし、緊急の必要あるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第25条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第26条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>残任期間と同一</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p><u>第29条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役の決議方法)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き<u>監査役の過半数で行う</u>。</p>	<p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を使用することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当日の基準日)</p> <p>第36条 <u>当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金は、</u> <u>支払い開始の日から満3年を経過し</u> <u>てもなお受領されないときは、当会</u> <u>社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払いの利益配当金および中間配</u> <u>当金には利息をつけないものとし</u> <u>る。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、そ</u> <u>の支払開始の日から満3年を経過し</u> <u>てもなお受領されないときは、当会</u> <u>社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭</u>には利息をつけない。</p>

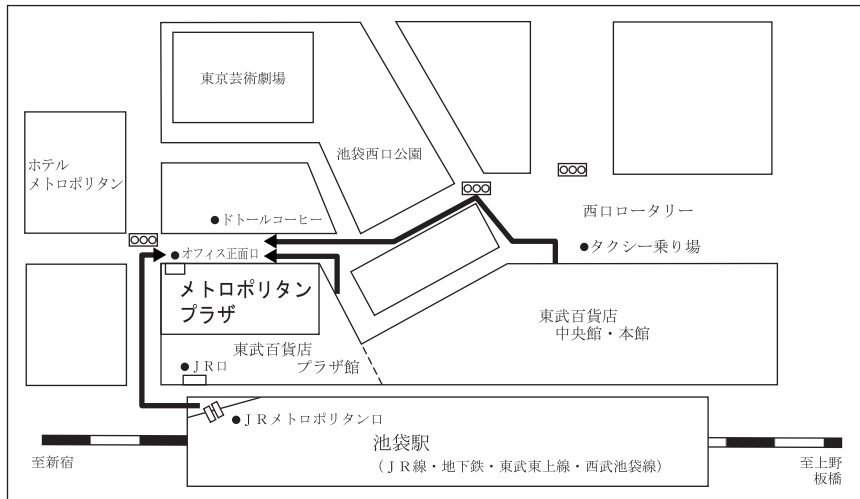
以 上

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 **メトロポリタンプラザ12階「第1会議室」**

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

電話(03) 5954-1030 (代)



- 〔交通のご案内〕
- J R線：池袋駅下車 メトロポリタン口 徒歩1分
 - 東武東上線：池袋駅下車 中央口（地下） 徒歩3分
 - 西武池袋線：池袋駅下車 地下改札口 徒歩4分
 - 地下鉄丸ノ内線：池袋駅下車 西口方面出口 徒歩3分
 - 地下鉄有楽町線：池袋駅下車 南通路西改札口 徒歩2分

〔会場へお越しの方へ〕

- ・メトロポリタンプラザオフィス正面口よりエスカレーターにて2階に上がり、オフィス専用エレベーターをご利用ください。
（東武百貨店内のエレベーターでは、オフィス棟へお越しいただけませんのでご注意ください。）
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。